



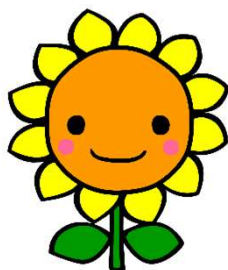
令和2年度

在園中保管書類


入園のしおり



小規模保育事業A型
一の橋赤ちゃんの家



〒201-0016
東京都狛江市駒井町1丁目15 - 32

 03 - 5761 - 9219
FAX 03 - 5761 - 9219





もくじ

社会福祉法人純生喜狛会の概要	2
園の概要	3
園の開所・体制 / 利用の開始、終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項	4
職員の職種、員数と仕事の内容 / 虐待の防止について	5
赤ちゃんの家での生活	6
年間行事予定表	7
延長保育について	8
一の橋赤ちゃんの家における延長保育に関する施行規程	9
延長保育申請申込書	10
個人情報保護方針	11
災害対策・緊急時の対処方法について	12
持ち物について	13
保健衛生について	14
保育園でよく見られる感染症名	15
予防接種について	17
予防接種の記録	18
薬の取り扱いについて	19
登園許可証(登園可能と判断した意見書及び登園届)	21
薬の連絡票	25
かみつきについて、防災・防犯訓練,園児保険について	26
給食について	27
登降園・衣服について	28
連絡帳の記載について	29
保育内容に関する相談・苦情	30
送迎時の安全管理・入園時提出書類	31
案内図 (広域地図・園近隣図)	32
一の橋赤ちゃんの家建物写真	33

社会福祉法人 純生喜伯会の概要



【設置者名】 理事長 清水弥生

【設置者経歴】 保育士資格取得後、児童養護施設にて勤務。その後、モンテッソーリ教育について学び、幼稚園・小学校受験に向けた幼児教室にて勤務。モンテッソーリ教育の指導を通して家庭福祉員を経験した後に、家庭的な環境の東京都認証保育所「喜多見こどもの家」「一の橋こどもの家」を開園。
2013年に一般社団法人・2014年には一般財団法人を設立し、地域から多くの信頼を得て、2014年12月に狛江市東野川の地へ認可保育園「東野川保育園みんなの家」を開園。2016年4月、駒井町に一の橋こどもの家の系列施設として小規模保育事業A型「一の橋赤ちゃんの家」を開設するに至りました。

【運営方針】 未来を担う子どもたちが笑顔輝く時代を過ごせるよう保護者の方、地域の方々が充実して生きて欲しい。そんな願いをもとに、地域の子育ての要求に添い育児に悩む方々の力添えをしていきたいと考えております。
これまでの保育経験を生かした創意工夫による子育て支援を進めることで、地域に根付く保育施設運営を目指します。

【名前の由来】

☆純生喜伯会 … こどもたちが純粋に育ち、生まれ生命を授かったことを喜んでくれて、生まれた地を愛して欲しいという思いから名付けました。

☆赤ちゃんの家 … 乳児期を家庭と変わらない家の中で、赤ちゃんがお友だちとの生活を通して成長し、第二の家として過ごしてもらいたい。そんな思いからつけた名です。

【保育目標】

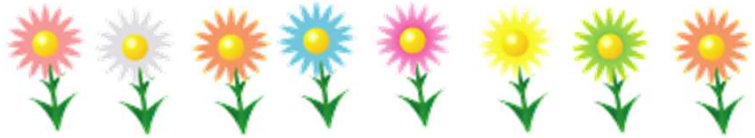
- ・ 明るく思いやりのある優しい子ども
- ・ 感受性を高め、協調性、個性を育てる保育
- ・ 日常生活を送るうえで人間らしく自立できる子ども

【保育の特色】

- ・ 0歳児より指先機能を発達させるトレーニングまたは作業(お仕事)により全身の筋肉を発達させ、自己コントロールを養うように進めます。
子どもの内面から表れる自立への欲求、乳幼児に最も重要とされる敏感期を大切に保育環境を作り出します。



園の概要



- 【施設名】 一の橋赤ちゃんの家
- 【運営主体・代表者】 社会福祉法人 純生喜狛会 理事長 清水弥生
- 【開園年月日】 平成28年4月1日
- 【定員】 19名・・・たんぽぽ組（0, 1歳児）10名
・・・ひまわり組（2歳児） 9名
- 【規模】 敷地面積・・・121.07㎡ 延べ面積・・・91.84㎡
- 【構造】 木造2階建て（準耐火構造）
- 【開所時間】 7:30～18:30（延長保育時間：18:30～20:30）
- 【入所対象児】 生後57日目～2歳児
- 【事業概要】 延長保育・・・18:30～20:30
- 【職員体制】 園長1名 保育士6名 保育補助1名 栄養士・調理員2名
保育士臨時職員（随時）



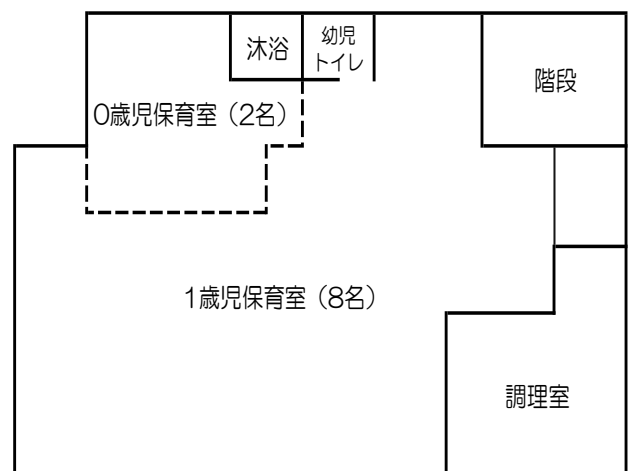
保育室内見取り図



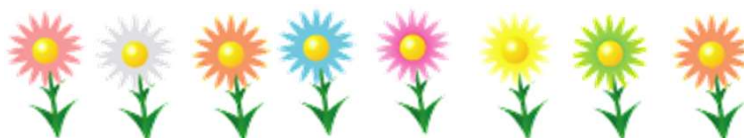
【1階】



【2階】



園の開所・体制



保育時間	7時30分～18時30分（11時間開所） 18時30分～20時30分（延長保育） ※延長保育につきましては別途申し込みが必要となります。				
休園日	日曜・祝祭日 年末年始（12月29日～1月3日） その他、特殊な事態（伝染病・非常災害）発生時				
クラス構成	年齢	0歳	1歳	2歳	合計
	クラス名	たんぽぽ	たんぽぽ	ひまわり	2クラス
	定員	2	8	9	19名
	基準職員数	0.6	1.3	1.5	3名

※保育士の園児に対する必要数は、

0歳児＝園児3人：職員1人・1, 2歳児＝園児6人：職員1人・加配保育士1人（国・狛江市基準）となっております。

※開所閉所時間には必ず職員2名配置されておりますが早朝保育時間・延長保育時間は保育児童数に担う配置職員数となります。



※各クラスに担任の先生は配置されますが、シフト勤務の関係で必ずしも担任が毎日保育に入るとは限りません。

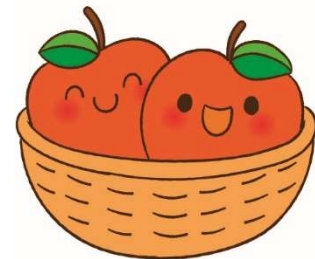
利用の開始、終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項

- 1、当園の利用は、市区町村が行った利用調整により当園の利用が決定されたとき、かつ、市区町村から教育・保育の実施について委託を受けたときに開始されます。
- 2、当園の利用開始にあたり、重要事項を記載した書面（入園のしおり）をもとに、保護者とその内容の確認を行います。
- 3 当園の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、保育の提供を終了するものとします。
 - (1)「子ども・子育て支援法施行規則」第1条の規定に該当せず、市区町村が利用を取り消したとき。
 - (2)支給認定保護者から当園の利用の取消しの申出があったとき。
 - (3)市区町村が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。
 - (4)その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

職員の職種、員数と仕事の内容



職種	員数	仕事の内容
施設長(園長)	1名	保育・教育の質の向上及び職員の資質の向上に取り組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行います。
保育士	6名	保育士は、保育計画及び保育課程の立案と計画をし、保育課程に基づきすべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行います。
栄養士	1名	献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行います。
嘱託医	1人(嘱託)	当園の子どもの心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断を行います。
嘱託歯科医	1人(嘱託)	当園の子どもの心身の健康管理を行うとともに、定期健康歯科健診を行います。



- 1、当園では人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備をしています。
- 2、当園では職員による利用子どもに対する虐待等の行為を禁止しています。
- 3、虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する研修の実施しています。
- 4、その他、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため必要な措置を取ります。

赤ちゃんの家での生活



時間	～6ヶ月	7～8ヶ月	9ヶ月～1歳児	2歳児
7時半	順次当園	順次当園	順次当園	順次当園 身支度
8時頃	好きな遊び	好きな遊び	好きな遊び	好きな遊び
9時15分		水分補給	補食(満1歳以上) 水分補給(満1歳未 満)	補食 朝の会 トイレトレーニング
9時半頃	授乳 遊び(外気浴・日光 浴)	遊び(散歩)	遊び(散歩)	散歩準備
10時頃				散歩
11時頃		離乳食	給食	
11時半頃		睡眠 好きな遊び	午睡	トイレトレーニング 給食 午睡
13時半頃	授乳 睡眠 遊び			
15時頃		授乳 睡眠 好きな遊び	順次起床 おやつ 好きな遊び	順次起床 トイレトレーニング おやつ 好きな遊び
16時頃	<u>※0歳児は個々のリズムにより異なります。</u>			お帰りの会 好きな遊び
16時～ 18時半	順次降園 適宜、水分補給			
18時半～ 20時半	延長保育			



年間行事予定表

	行事名	避難訓練	健康診断
4月	入園(各クラスにて)	地震・消火訓練	
5月	こどもの日 母の日	火災・消火訓練	
6月	保育参観 父の日	地震・消火訓練	健康診断★ 歯科検診★
7月	水遊び開始	火災・消火訓練	
8月	夏祭り 水遊び	地震・消火訓練	
9月	敬老の日	火災・消火訓練 引き取り訓練	
10月	合同運動会 ハロウィーン	地震・消火訓練	
11月		火災・消火訓練	歯科検診★
12月	クリスマス会	火災・消火訓練	健康診断★
1月	お正月	地震・消火訓練	
2月	節分豆まき	火災・消火訓練	
3月	合同発表会・卒園式 ひな祭り	総合訓練(消火訓練含む)	新入園児の健康診断★

★印は園医による検診です。(別に毎月身体測定を行っています。)

- ・健康診断や身体測定の結果は児童票及び連絡帳に随時記載いたします。
- ・誕生日月にはお誕生日会を行っております。
- ・毎月の保育計画や行事につきましては毎月の園便りに記載しております。
- ・保護者が参加できる行事は**赤字**にしております。
- ・近隣の畑の収穫状況にもよりますが、お芋掘りや大根掘りなども予定しております。

延長保育について



一の橋赤ちゃんの家では、保護者の多様化する就労形態に対応するため、延長保育を実施しております。

◆要件

- ・お迎えが18時30分までに間に合わない場合。
(18時30分を1分でも過ぎましたら延長保育料金が発生致します。)
- ・1歳児以上(0歳クラスでも、1歳の誕生日を迎えた月の翌月から利用できますのでご相談ください。)

◆登録手続きについて

- ①勤務証明書(父・母)
- ②延長保育申請書

※延長保育申請書は毎年申請が必要となります。

※緊急の延長保育の回数が多い場合は登録手続きをして頂きます。



	品目	区分	単価(円)	
①	延長保育料(1時間) 18:30~19:30	スポット (日1h)	500	
		月極	2,500	
	延長保育料(2時間) 18:30~20:30	スポット (日2h)	1,000	
		月極	4,500	
②	夕食/補食		離乳食以上	補食
		スポット (1食)	300	150
		月極	6,000	3,000

※保育短時間認定の方は、10分に付き100円となります。

◆月保育料・延長保育料のお支払方法について

月初に前月延長保育料と当月保育料請求書をお渡し致しますので下記口座へお振込みをお願い致します。

◆夕食について

夕食をご希望される場合は2日前までに保育者にお伝えください。



- (1) 現金振込払【納付期限:毎月10日(土日祝日の場合は、翌日、翌々日)
指定口座 三井住友銀行喜多見支店 普通口座:2112729】



一の橋赤ちゃんの家における延長保育に関する施行規程

第1条.【目的】

この規則は、一の橋赤ちゃんの家(以後、保育園)における延長保育に関する規則を定めることを目的とする。

第2条.【対象児童】

延長保育の対象児童は、保育園で保育されている満1歳以上の児童であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。但し、満1歳未満であっても、園児の状態、家庭環境等により、施設長と相談の上、延長保育が必要と認められた場合には、利用することができるものとする。

- (1) 保護者の就労状態、通勤時間等により、延長保育が真に必要であると認められる者
 - (2) その他施設長が必要と認める者
2. 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する児童は、延長保育を受けることができない。
- (1) 感染性の疾病を有する者
 - (2) 心身が虚弱で延長に耐えられないと認められる者
 - (3) その他施設長が延長保育を不相当と認めた者



第3条.【延長保育の申し込み】

延長保育を受けようとする児童の保護者は、施設長に申し出て承認を受けなければならない。

第4条.【延長保育の決定】

施設長は申し込みを受けたときは、速やかに当該申し込みの内容を審査のうえ延長保育の可否を決定し、延長保育承諾(不承諾)を保護者に通知するものとする。

第5条.【延長保育の解除】

延長保育を受けている児童が次の各号のいずれかに該当した場合は、延長保育を解除する。

- (1) 延長保育を受けている理由が消滅した場合又はその理由がないことが判明した場合
 - (2) 保護者から延長保育解除の申し出があった場合
 - (3) 保育園を退園した場合
2. 解除を行ったとき施設長は、保護者に知らせなければならない。
3. 延長保育を受けている児童の保護者は、当該月分の延長保育料を毎月10日までに保育園の指定口座へ入金しなければならない。

第6条.【施行期日】

平成28年4月1日より施行

延長保育利用申込書兼承諾書

年 月 日

一の橋赤ちゃんの家 施設長 あて

保護者 住所

氏名

次のとおり延長保育の利用を申し込みます。

① 利用児童氏名

	氏名	性別	生年月日	クラス名
児童名		男・女		
児童名		男・女		
児童名		男・女		

② 保護者の勤務先名及び電話番号

氏名	続柄	勤務先名	勤務先電話番号
	父		
	母		

③ 延長保育の利用期間

年 月 日 ~ 年 月 日

④ 延育利用時間(どちらかに○をしてください。)

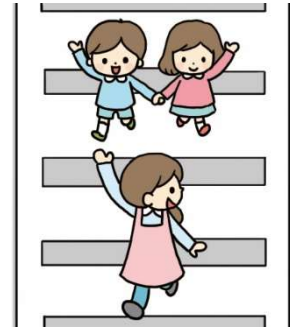
	○をつける	月曜日～金曜日の降園時間	土曜日の降園時間
1時間延長保育(18:30～19:30)			
2時間延長保育(18:30～20:30)			

⑤ 申し込み理由(○をしてください)

18:30までに迎えに行くことができない理由	母 ・ 正規の就業時間が遅いため ・ 残業が常態的であるため ・ 育児時間又は育児短時間勤務が終了するため ・ その他()
18:30までに迎えに行くことができない理由	父 ・ 正規の就業時間が遅いため ・ 残業が常態的であるため ・ 育児時間又は育児短時間勤務が終了するため ・ その他()

⑥ 保育園記入欄

延長保育利用承書	
上記の申込み内容を確認し、年 月 日～年 月 日の延長保育利用を承諾いたします。	
・ ご都合によりお迎えの方が変わる場合は必ず保育園にお知らせください。	
・ 勤務先や職場が変更になった場合は保育園まで連絡ください。	
・ 延長保育利用期間であっても、日によってお仕事が早く終わった時は、早めのお迎えをお願いします。	
年 月 日 一の橋赤ちゃんの家 施設長 印	



- 1、当園では個人情報を取り扱うにあたり、
その目的を特定します。
- 2、個人情報の取得に当たっては、事前に本人(保護者)の同意を頂きます。
- 3、個人情報の取り扱いは『目的の範囲内』で行います。
- 4、お預かりした個人情報は
漏えい、滅失、き損などを防止するため、適正な管理・更新を行います。
- 5、事前に本人(保護者)の同意を頂くことなく、
個人情報の第三者への提供を行いません。
- 6、第三者へ提供した個人情報に関しては、目的外の利用が無いよう、管理を行います。
- 7、個人情報の開示・訂正・苦情に対して窓口を設け、
申し出があった際には適切かつ速やかに対応します。

個人情報保護管理者 石川 裕幸(施設長)
連絡先: 03 - 5761 - 9219



- 8、当園の職員(ボランティア等の従事者を含む)はコンプライアンスに努め、
個人情報の内容を第三者に漏洩、または不当な
目的のために利用することはありません。



災害対策・緊急時の対処方法について

非常災害時対策	①毎月1回非常災害時を想定して避難訓練を行っております ②防災対策施設設備(緊急避難場所確保) ③防犯対策出入りに防犯監視システム設置 ④非常通報装置、自動火災報知器設置 ⑤施錠機能付玄関設置
第一避難場所 広域難場所 防火管理責任者 防災設備 食品衛生管理責任者	狛江第二中学校 多摩川河川敷 石川 裕幸 消火器・誘導灯・三方向避難口・緊急避難場所設置 白藤 匡子
緊急時の対処方法	保育中に子どもの容態に変化が生じた場合には緊急連絡票記載先及び 囑託医に連絡いたします。もし、保護者との連絡が取れない場合には子ども の安全を最優先して対処いたしますので予めご了承ください。
	名前
緊急時対応病院	東京慈恵医会医科大学附属第三病院 (狛江市和泉本町4-11-1 TEL:03-3480-1151)
救急隊	狛江消防署 (狛江市和泉本町1-23-10 TEL:03-3480-0119)
警察署	調布警察署 (調布市国領町2-25-1 TEL:042-488-0110)
病気保育について	①感染症につきましては、P14「感染症の病気の場合」、P15～P17「保育園で よく見られる感染症」をご参照ください。 ②保育中に発熱した場合につきましては、P14「保健衛生について」をご参照 ください。
お薬について	①P19の「薬の取り扱いについて」をご参照ください。
登園前の健康状態	・登園前の検温時に体温が37.5度未満であることが受託の基準となります。 ・前日及び当日の朝に異常が見られた場合は、必ず登園時に受け入れの職員 へ口頭でお伝え下さい。 ・37.5度に満たない場合でも、お子様が「元気がない」「だるそう」など発熱 以外にも普段と違う場合は必ず職員へお伝えください。 ・乳児は発熱以外の嘔吐・下痢の病状から短時間で重篤となる恐れがあります ので、勤務中でも緊急連絡が必ず出来る体制を整えておいて下さい。



持ち物について



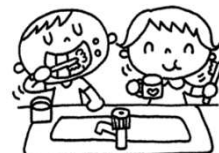
★毎日の持ち物

- ・お着替えセット...1組(上服・下服・肌着・オムツ1枚・ビニール袋)を巾着に入れて下さい。
- ・お着替え予備...2組・予備の靴下・記名した2枚のビニール袋を1つの巾着に入れて下さい。
- ・オムツセット...オムツ5~6枚(全てのオムツに必ず記名して下さい。)を巾着に入れて下さい。
- * 以上3点の各巾着に、**職員がぱっと見てわかるような印を大きめにつけて下さい。**
- ・連絡帳(家庭欄を毎日必ず記入し、ご持参下さい。)
- ・登園バッグ(大きめのネームプレートを必ずつけて下さい。)週始め・末は荷物が多くなりますので、大き目の物で一つに収まるようお願い致します。
- ・授乳の必要なお子様は、授乳用ガーゼをご用意下さい。
- ・よだれの多いお子様は、よだれかけを多めにご用意下さい。

***ご自宅から玩具や食べ物を持って来る事は、おやめ下さい！また、登園バッグ・ポケットに入っていないかも朝確認して下さい。**

★保育園に置いておく物

- ・敷き布団カバー、バスタオル...各1枚(週末に持ち帰りになります。)
- (掛け布団カバーは、年度始めにお預かりして、冬まで保管させていただきます。)
- ※それぞれ掛け・敷きと一目で分かるようご記入をお願いいたします。
- * パンツで午睡するようになりましたら、おねしょシートをご用意頂きます。
- ・割れにくいコップ
- ・お尻拭き
- * お尻拭きは、残り少なくなりましたら、お声掛け致します。



★その他

・**全ての持ち物には必ず記名をお願い致します。**記名されていない場合は、こちらで記入させて頂く場合もありますので、ご了承下さい。

- ・敷き布団カバーサイズ(70cm×115cm)
- ・掛け布団カバーサイズ(90cm×115cm)



→ 長辺を全開できるようにして下さい ←
※名前は大きくご記入下さい！！



保健衛生について

健康管理（下記の結果は、異常を認めた場合のみご連絡を致します。）

- ・内科健診：年2回（6月頃と12月頃を予定）実施
- ・身体測定：毎月実施
- ・歯科健診：年2回実施

病気の場合

【感染症の病気の場合】

集団生活において感染症が発生すると、瞬く間に園全体に広がります。感染症が発生した際には、その都度の発生を掲示し、ご連絡致します。感染症の疑いがあるお子様は、**自己判断せず、必ず病院へ行き、医師の指示に従ってください。**特に1歳児未満のお子様の場合、園がお預かりする状態ではないと判断した場合はご自宅で静養して頂くことがあります。ご協力の程、宜しくお願い致します。

万が一お子様が感染症にかかれた場合には、その種類によって「登園届」(P23)又は「意見書」(P21)のどちらかを提出後登園となります。なお、その種類につきましては、サンプルを綴じてございますのでご確認の上、**コピー**してお使い下さい。また、病院の所定の用紙でも構いません。

【発熱の場合】

登園前に必ずご自宅で検温していただき、**37.5℃**以上ある場合には園でお預かりすることができません。またお預かりしているお子様が保育中に発熱した場合、その日の機嫌、食欲などにより、保護者の方にお迎えのご連絡を差し上げます。その際は、速やかなお迎えをお願い致します。なお、**38.5℃**以上の高熱が出た場合の翌日は、ご家庭で様子を見ていただく事をお勧めいたします。

【下痢・嘔吐、咳がひどい場合】




下痢・嘔吐がひどい場合、小さいお子様ですとひどい時には脱水症状を起こす可能性があります。咳もまたひどく体力を消耗してしまいます。下痢・嘔吐の場合は感染力が強い場合もあるので、他児への感染を防ぐ意味でも症状が治まるまでお休みをお願い致します。また、必ず病院へ受診していただきますようお願い致します。

【その他】

- ・その他の病気（中耳炎、とびひ、湿疹等）については、お子様の状態を見ながら園生活に支障がないかどうか医師の判断のもと、お預かり致します。
- ・夜～朝にかけての様子や食欲等は、連絡帳や口頭で詳しくお伝え下さい。

※緊急連絡先が変更になった場合には、すみやかに保育園にお知らせ下さい。

【保育園でよく見られる感染症】

- ◆麻疹(はしか)「麻疹ウイルス」… [潜伏期間] 10~12日
[感染経路]空気感染・飛沫感染・接触感染
症状:熱、咳、くしゃみ、目やに、目の充血(風邪に似ている)
その後、口内に白い斑点(コプリック斑)、体中に発疹、高熱
[登園停止期間]解熱後、3日を経過するまで。
- ◆風疹(三日はしか)風疹ウイルス… [潜伏期間] 14日~21日
[感染経路]飛沫感染
症状:発熱、鼻炎、頭痛、リンパの腫れ、発疹
[登園停止期間]発疹が消失するまで。

- ◆水痘(みずぼうそう)「水痘・帯状疱疹ウイルス」… [潜伏期間] 11~24日
[感染経路]空気感染・飛沫感染・接触感染
症状:かゆみや水疱を伴う、赤い発疹→その後、かさぶた
[登園停止期間]全ての発疹が黒褐色になるまで。
- ◆流行性耳下腺炎「ムンプスウイルス」… [潜伏期間] 14~18日
[感染経路]飛沫感染・接触感染
症状:耳下腺(耳の下)の腫れと痛み、発熱
[登園停止期間]耳下線の腫れが治るまで
- ◆百日咳「百日咳菌」… [潜伏期間] 7~10日
[感染経路]飛沫感染・接触感染
症状:特に夜間、犬の遠吠えのような激しい咳が連続しておこる。
痰、嘔吐
[登園停止期間]特有の咳が消失し、全身の状態が良好であること。
- ◆インフルエンザ「インフルエンザウイルスA(ソ連型、香港型)、B型」… [潜伏期間] 1~3日
[感染経路]飛沫感染・接触感染
症状:高熱、頭痛、咳、関節痛
[登園停止期間]発症後最低5日間かつ解熱後、3日を経過するまで。
- ◆咽頭結膜熱(プール熱)「アデノウイルス3、4、7、11型」… [潜伏期間] 5~7日
[感染経路]飛沫感染・接触感染
症状:高熱、目の充血、喉の痛み
[登園停止期間]主要症状が消退した後2日を経過するまで。

- ◆流行性角結膜炎(はやり目)「アデノウイルス主に8、19、37型」… [潜伏期間] 5~12日間
[感染経路]接触感染
症状:目の充血、目やに、涙目
[登園停止期間]症状がなくなるまで
- ◆溶連菌感染症「A型β溶血性連鎖球菌」… [潜伏期間] 2~5日間
[感染経路]飛沫感染・経口感染
症状:高熱、喉の痛み、腹痛→その後、細かい発疹、舌がイチゴの様になる
[登園停止期間]抗菌薬服用後、24時間~48時間経過し、全身状態が良好である。


- ◆マイコプラズマ肺炎
「マイコプラズマ・ニューモニア」 … [潜伏期間] 14～21 日間
[感染経路]飛沫感染・接触感染
症状:発熱、頭痛、乾いた咳→その後、咳は強くなり、長く続く。
熱は高熱が続く時と微熱の時がある。
[登園停止期間]発熱や激しい熱が治るまで
- ◆ウイルス性胃腸炎
「ロタウイルス、ノロウイルス、アデノウイルス等」 … [潜伏期間] 1～3日間
[感染経路]糞口感染・接触感染・食品媒介感染
症状:嘔吐、下痢、発熱
[登園停止期間]症状が改善し普段の食事が出来る。
- ◆手足口病
「コクサッキーウイルス A16 型 エンテロウイルス71 型等」 … [潜伏期間] 3日～5日
[感染経路]飛沫感染・接触感染・糞口感染
症状:手のひら、足、口内の発疹、小さい(米粒くらい)の水疱、発熱
[登園停止期間]解熱後、1日以上経過し、普段の食事が出来る。
- ◆ヘルパンギーナ
「コクサッキーウイルスA群 エコーウイルス」 … [潜伏期間] 2～4日
[感染経路]飛沫感染・接触感染・糞口感染
症状:発熱、口内の水疱
[登園停止期間]解熱後、1日以上経過し、普段の食事が出来る。
- ◆伝染性紅斑(りんご病)
「ヒトパルボウイルスB19」 … [潜伏期間] 10～12日
[感染経路]飛沫感染
症状:頬に蝶形の紅斑、手足の発疹
[登園停止期間]症状が改善し全身状態が良好である。
- ◆突発性発疹
「ヒトヘルペスウイルス 6 及び7 型」 … [潜伏期間] 約10日
[感染経路]飛沫感染・経口感染・接触感染
症状:2～3日続く高熱→その後、発疹、解熱
[登園停止期間]解熱後、1日以上経過し、全身状態が良いこと。
- ◆RS ウイルス感染症
「RS ウイルス」 … [潜伏期間] 2～8日
[感染経路]飛沫感染・接触感染
症状:鼻水、咳、発熱
[登園停止期間]呼吸器症状がなく、全身状態が良い。
- ◆伝染性軟属腫(ミズイボ)
「伝染性軟属腫ウイルス」 … [潜伏期間] 2～7週間
[感染経路]直接感染・接触感
[登園停止期間]かきこわし傷から液が出ている時は被覆する。
- ◆伝染性膿痂疹(とびひ)
「A群β溶血性連鎖球菌・黄色ブドウ球菌」 … [潜伏期間] 2～10日
[感染経路]接触感染
[登園停止期間]皮膚が乾燥しているが、湿潤部位が被覆できる程度のものであること
(当園では登園許可証の提出をお願いしています)
- ◆頭じらみ … [潜伏期間]10～14日
[感染経路]接触感染・直接接触した衣服、寝具を介する感染
[登園停止期間]病院に受診し、駆除を開始している、又は成虫がみられないこと(当園では登園許可証の提出をお願いしています)



- ◆結核「結核菌」 … [潜伏期間] 数ヶ月～数十年
[感染経路] 空気感染
症状: 咳・痰・発熱が2週間以上続く。乳幼児は重症化しやすい。
[登園停止期間] 症状により、医師において感染の恐れがないと認められた時に

- ◆腸管出血性大腸菌感染症 … [潜伏期間] 3～8日間
「ペロ毒素産性大腸菌
(O157、O26等)」 [感染経路] 経口感染
症状: 腹痛、水様便・血便。発熱は軽い
[登園停止期間] 抗菌薬による治療が終了し、48時間あけて2回の検便によって菌陰性が確認されるまで

- ◆急性出血性結膜炎(アポロ病)… [潜伏期間] 1日～3日
「エンテロウイルス70等」 [感染経路] 接触感染
症状: 出血性結膜炎。目の充血や目やにがひどく、痛みもある。まぶたが腫れる。
[登園停止期間] 症状がなくなるまで

- ◆帯状疱疹 … [潜伏期間] 不定
「水痘・帯状疱疹ウイルス」 [感染経路] 飛沫感染・接触感染・糞口感染
症状: 小さな水泡が神経にそって出る。胎児期や1歳未満で水疱を経験した子どもに多い。
[登園停止期間] すべての発疹が乾くまで

- ◆ヘルペス口炎 … [潜伏期間] 3～7日
「単純ヘルペスウイルス」 [感染経路] 接触感染
症状: 歯ぐきが腫れ、出血しやすく、口の中の痛みを伴う。発熱やよだれが出る。
[登園停止期間] 発熱がなく、よだれが止まり、普段の食事が出来ること。

※感染症によって、登園時に「意見書」(医師の診断が必要)または登園届(保護者記入)の提出が必要になります。詳しくはP21～P24をご覧ください。

予防接種について



【定期予防接種】

P18ページにございます「予防接種の記録」が連絡帳に貼ってあります。予防接種を受けましたら日付をご記入の上、必ず職員に予防接種を受けた旨をお伝えくださいますようお願い致します。

予防接種の記録

予防接種の記録	接種の回数(①、②、___、と記録)および接種年・月の記録
BCG	年 月 日
ポリオ(生ワクチン)	年 月 日、 年 月 日
ポリオ(不活化ワクチン)	年 月 日、 年 月 日 年 月 日、 年 月 日
ジフテリア、破傷風、 百日咳(三種混合)	年 月 日、 年 月 日 年 月 日、 年 月 日
ジフテリア、破傷風、百日咳、 ポリオ(不活化ワクチン)(四種混合)	年 月 日、 年 月 日 年 月 日、 年 月 日
日本脳炎	年 月 日、 年 月 日 年 月 日
麻しん風しん混合(MR)	年 月 日
麻しん	年 月 日
風しん	年 月 日
水疱(みずぼうそう)	年 月 日
おたふくかぜ	年 月 日
B型肝炎	年 月 日、 年 月 日 年 月 日
ヒブワクチン	年 月 日、 年 月 日 年 月 日、 年 月 日
肺炎球菌ワクチン	年 月 日、 年 月 日 年 月 日、 年 月 日
ロタウイルスワクチン	年 月 日、 年 月 日 年 月 日
その他	

任意接種

集団生活をおくる上で、どうしてもお子様は感染症の病気にかかりやすい環境におかれます。その病気に感染した際に症状が軽く済んだり、長期にわたって欠席することがないように以下の予防接種をお勧め致します。

予防接種名	接種方法	備考
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	1歳以上に1回	90%以上の免疫が得られる
水痘(みずぼうそう)	1歳以上に通常1回	90%以上の免疫が得られる
B型肝炎	1歳未満から接種可	

薬の取り扱いについて



★与薬について★

- 基本的に薬は法律により保育園では飲ませてはならないことになっております。また、看護師の配置もありません。その点をご理解の上、下記事項は固く守って下さいますようお願い致します。

風邪等で1日3回の内服が必要な場合は、自宅での静養をお願いします。慢性疾患(アレルギー性疾患のように経過が長引く病気)や熱性けいれん等でやむを得ず、保育園の担当者が保護者に代わって薬を与えるよう依頼される場合は、個別に対応させていただきます。

しかし、実際は「ちょっと鼻水が出ていて体調崩しかけ」、「休むほどではないけれど内服をして体調を保っている」など、このような事も多いのではないのでしょうか。内服が必要な時は家庭で内服して頂きたい事に加え、何よりお子様が1日でも元気に過ごせるように「ご家庭でお薬を内服している事」や「機嫌が悪く体調が悪そうな事」など、その子のちょっとした変化を連絡ノートに記入して頂くと共に職員まで口頭でお知らせ下さい。保護者の方からの“ちょっとした情報”により、保育者がお子様のちょっとした変化を見逃さず体調不良に気づく事に繋がります。

注：薬は1回分だけを入れ、名前を記入し、処方箋のコピー、薬連絡票(P25をコピーの上、お使い下さい)と共に直接保育士へ手渡しして下さい。手渡しで受け取っていないお薬は、基本的に服用できませんのでご了承下さい。

お子様の体調不良は保護者の方のお仕事にも影響し、仕事と子育ての両立は本当に大変だと思います。

ご家族、ご親戚の方々に子育ての分担をお願いし、お子様の何よりものお薬といわれる“安静”がとれ、より早く元気になれる事が1番です！！

- ①薬は、お子様を診察した医師が処方し、調剤したもの、あるいはその医師の処方によって薬局で調剤したものに限りさせていただきます。
保護者の方の個人のご判断でご持参した薬に対しては対応できかねます。
- ②病院を受診される際は「子どもが保育園等に通園中であり、**保育園等では原則として与薬できないこと**」を主治医に話し、**与薬方法について相談してください**。かぜ薬などは極力園で扱わないで済むよう薬を処方して下さることがあります。(例1:1日3回→2回に例2:朝, 昼, 夕→朝, 夕, 就寝前に)
また、登園前または帰宅後に服用することが可能な薬は家庭での服用をお願いします。
- ③慢性疾患の日常における投薬・処置については、その乳幼児の主治医または嘱託医の指示に従うとともに、保護者や主治医との連携を密にするよう努めるようにします。
- ④座薬の取り扱いは原則として行いません。
やむを得ない場合には(熱性けいれん等)医師の具体的な指示書を必要とさせていただきます、その使用につきましては、その都度保護者の方に連絡をさせていただきます。
- ⑤塗り薬・目薬の使用に関しても上記の対応とさせていただきます。



★ホクナリンテープの使用について★

ホクナリンテープに記名し、上から×印に医療用のテープで止め、登園時職員まで必ずその旨をお伝え下さい。

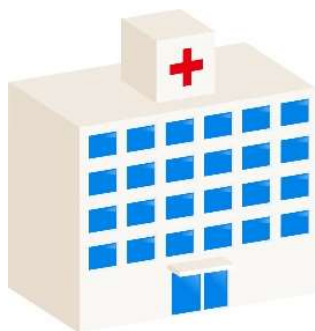
また、貼付して登園する際は、連絡ノートに必ずご記入ください。

子ども達を誤食や剥がれてしまうことでの薬剤切れから守るため、対応お願い致します。

※ ホクナリンテープは、皮膚から体に作用し、気管支を広げる薬剤です。
その都度医師から処方されたものをご使用下さい。

★健康診断を受けられたら・・・★

大変お手数ですが、母子手帳のコピーをその都度提出して下さい。



乳幼児突然死症候群(SIDS)について

乳幼児突然死症候群とは、それまでの健康状態及び既往歴からその死亡が予測できず、しかも死亡状況調査及び解剖検査によってもその原因が固定されない、1歳未満児に多い病気で突然の死をもたらすことがあります。

保育園でも授乳や食後すぐの睡眠は顔を横向きにさせ、仰向きで寝かせたり、出来るだけ顔がうずくまらないよう硬めの布団で寝る、掛布団は脇の下にしっかりつけることなどの対応の他、全児を対象に、睡眠中は5分おきに呼吸チェックを行うなど予防に努めています。

意見書（医師記入）

保育園 園長あて

園児名 _____

_____ 年 月 日 生

〈病名〉（該当疾患にレ点をお願いします。）

	麻しん（はしか） ※
	インフルエンザ ※
	風しん
	水痘（みずぼうそう）
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）
	結核
	咽頭結膜熱（プール熱） ※
	流行性角結膜炎
	百日咳
	腸管出血性大腸菌感染症（O157 O26 O111 等）
	急性出血性結膜炎
	侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりましたので、

_____ 年 月 日から登園可能と判断します。

_____ 年 月 日

医療機関名 _____

医師名 _____

※ 必ずしも治癒の確認は必要ありません。意見書は症状の改善が認められた段階で記入することが可能です。

※かかりつけ医のみなさまへ

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人ひとりの子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症について意見書の記入をお願いします。

※保護者のみなさまへ

上記感染症について、子どもの症状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際には、この「意見書」を保育園に提出してください。

医師が意見書を記入することが考えられる感染症

感染症名	感染しやすい期間（※）	登園のめやす
麻疹（はしか）	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過していること
インフルエンザ	症状が有る期間 （発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い）	発症後5日経過し、かつ解熱後3日経過していること
風しん	発しん出現の7日前から7日後くらい	発しんが消失していること
水痘（みずぼうそう）	発しん出現1～2日前から、痂皮（かさぶた）形成まで	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失していること 又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症 （O157、O26、O111等）	—	医師により感染の恐れがないと認められていること （無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出しなければ登園可能である。）
急性出血性結膜炎	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症 （髄膜炎菌性髄膜炎）	—	医師により感染の恐れがないと認められていること

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については（—）としている。

登園届（保護者記入）

保育園 園長あて

園児名 _____

_____ 年 月 日 生

〈病名〉（該当疾患にレ点をお願いします。）

	溶連菌感染症
	マイコプラズマ肺炎
	手足口病
	伝染性紅斑（りんご病）
	ウイルス性胃腸炎 （ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等）
	ヘルパンギーナ
	RS ウイルス感染症
	帯状疱疹 ^{ほうしん}
	突発性発しん
	※ヒトメタニューモウイルス
	※アデノウイルス

※狛江市立保育園では、ヒトメタニューモウイルス、アデノウイルスと診断された場合にも登園届の記入・提出をお願いしています。

（医療機関名） _____ （ _____ 年 月 日受診）において

症状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されたので、

_____ 年 月 日から登園します。

_____ 年 月 日

保護者名 _____

※保護者のみなさまへ

保育園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人ひとりの子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけ医の診断に従い、登園届の記入及び提出をお願いします。

医師の診断を受け、保護者が登園届を記入することが考えられる感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と、開始後1日間	抗菌薬内服後 24～48 時間が経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と、開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水ほう・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水ほう・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑 (りんご病)	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス・ロタウイルス・アデノウイルス等)	症状のある間と、症状消失後1週間(量は減少していくが、数週間ウイルスを排出しているので注意が必要)	おう吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便の中に1か月程度ウイルスを排出しているので注意が必要)	発熱や口腔内の水ほう・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状 ^{ほう} 疱疹	水ほうを形成している間	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること
突発性発しん	—	解熱し、機嫌が良く、全身状態が良いこと
ヒトメタニューモウイルス	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
アデノウイルス	症状のある間	医師に集団生活が可能と認められるまで

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については(—)としている。

保育園での薬の取り扱いについて

お子様への投薬は、本来医師の指示に従い保護者の方が行うものです。保育園は原則として投薬は致しません。やむを得ない理由で、保護者の方が来園して投薬することができない時は、保育園の職員が保護者の方に代わって投薬いたします。その場合、誤飲等を防ぐ為、以下の事をお守り下さい。

- ① 薬は、お子様を診察した医師が処方し、調剤したもの、あるいはその医師の処方によって薬局で調剤したものに限りさせていただきます。保護者の方の個人のご判断でご持参した薬、処方箋があるものでも下痢止め・解熱剤の投薬はできません。
- ② 誤飲等の防止の為「薬連絡票」に必要事項を記入し、印鑑を押して下さい。記入もれ、印鑑の押し忘れがある場合、投薬はできません。
- ③ 薬は必ず1回分をご持参下さい。また、薬にクラス、名前、投薬時間（食前または食後）を記入して下さい。
- ④ 「薬連絡票」「処方箋」「1回分の薬」を職員に必ず手渡しして下さい。
- ⑤ 慢性疾患の日常における投薬・処置については、その乳幼児の主治医または囑託医の指示に従うとともに、保護者や主治医との連絡を密にするよう努めます。
- ⑥ 坐薬の取り扱い扱いは原則として行いません。やむを得ない場合（熱性けいれん等）にはお預かりは致しますが、使用に関しては保護者の方に連絡をさせて頂き、保護者の方ご自身で投薬して頂きます。
- ⑦ 塗り薬・貼り薬・目薬の使用に関しては上記の対応とさせていただきます。

氏名 _____

月 日 時 分 投薬致しました。

投薬者 _____

一の橋赤ちゃんの家

薬連絡票

年 月 日

一の橋赤ちゃんの家	
依頼者	保護者氏名
	子ども氏名
	印
病院名	
処方日	年 月 日
病名	
薬の量	包
薬の内容	風邪薬 ・ 抗生物質 外用薬 ・ その他 () 粉 ・ 液 (シロップ)
薬の剤型	塗り薬 (部位) 貼り薬 (部位) 目薬 (右目 ・ 左目 ・ 両目) その他 ()
服用時間	食前 ・ 食後 ・ 食間
受領者	
投薬者	
投薬時間	時 分
備考	

<かみつき・ひっかきについて>



1歳前後から身近な人や身の回りの物にも自分から関わられるようになり、お友だちが持っているものにも興味が広がり、物の取り合い等が増えてきます。お子様に頻繁に噛みつく、ひっかく等の症状がこの時期から3歳くらいまでみられます。保育園では最善の努力、注意をし、防止に努めておりますが、なにより保護者の方々のご協力がなければ根本の解決にはつながりません。長時間保育はお子様の疲労につながり、トラブルを多く発生させます。また、生活リズムをご家族全員で「保育園」に合わせて頂き、遅くとも午後9時には就寝するなど、早寝早起きの習慣に努めて頂き、園生活が楽しいものとなりますようご協力をお願い致します。

また、保護者からの要望により、噛みつきについて双方の保護者の方々に園児名をお伝えし、状況をご説明させて頂いております。ご家庭でもお子様ができるだけ休息をとれるようなライフスタイルに切り替えて頂き、保育園でも早い改善につながるよう努力していけたらと考えています。

<防災・防犯訓練について>

防災訓練は毎月、防犯訓練は年2回実施しています。

また、地震や火災の発生状況により、一時避難場所、広域避難場所への避難を実施致します。

- ①避難場所………保育園 園庭
- ②一時避難場所…狛江第二中学校
- ③広域避難場所…多摩川河川敷

以上のように、①→②→③の順序で避難を行う計画です。

保護者の方が全員お子様を引き取りに来られるまでの間、保育を行っております。緊急時は速やかなお迎えをお願い致します。原則ご両親にしかお子様をお引き渡し致しません。

(避難訓練は火災、地震の想定で毎月実施しています。)また、災害時の備蓄も行っております。

<園児の保険について>

事故などに備えて全園児には保険に加入しております。

賠償責任保険の加入

(株式会社)エヌシーアイ 世田谷区世田谷3-3-3-2F 03-3426-7757

当保育所施設における設備構造上の欠陥あるいは管理上の不備、職員の指導誤り、および提供した食品や飲料に起因して、園児や保護者、その他の第三者の財物および身体への傷害によって生じた損害について、法律上負担すべき損害賠償金をお支払いします。

・対人賠償

1事故につき10億円限度〔内1名当たり 2億円限度※1〕 ※1- 但し1事故において10億円を超える場合、10億円を越えぬ額を人数分で均等割りした額が限度となる。

・対物賠償

1事故につき500万円限度※2 ※2- 当保育所内でお預かり保管する財物に損害を与えた場合も含まれる(但し紛失は除外)。

傷害保険の加入

園児をお預かりした時間内において、職員の監督中に生じた園児のケガについて保障いたします。

・園児傷害事故補償※3

死亡補償金 206万円

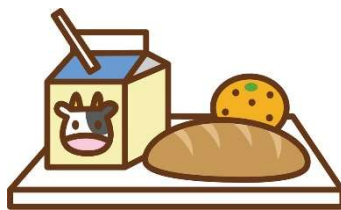
入院日額 1,500円 通院日額 1,000円

後遺障害発生時の補償金限度額 206万円

※3- 事故発生から180日以内の死亡・後遺障害、180日以内の入院・通院が対象となります。

通院時のお支払いは90日間が限度となります。

給食について



○当園では所属の栄養士が立てた献立をもとに調理し、給食をご提供しております。

★食材使用予定一覧表について★

1. 新入園児については給食調理の参考の為、「食材使用予定一覧表」を提出していただきます。又、1歳～2歳児については基本的に普通食を提供させていただきます。ご心配な点がございましたらご相談下さい。（食材使用予定一覧表の提出は初回のみです。）
2. 離乳食の始まる0歳児については、毎月、月末に献立表をお渡し致します。必ず毎月使用する食材を献立表チェックにチェックして頂き前月28日までに提出いただきます。離乳食の保育園での給食の提供は2回食になってからとなります。
3. ご家庭で食べた事がない食材は給食では提供しておりません。お子様がみんなと同じ給食が食べられるよう毎月の献立表をご確認の上、食材をご覧頂き、献立チェック表をチェックしてください。またご家庭で食べたことのない食材がありましたら食材使用日までにご家庭で食べさせて頂き、保育園にお知らせください。また異常等がございましたら保育園にお知らせ下さい。

★アレルギーのあるお子様について★

アレルギー症状によっては死亡に至る場合もありますので、アレルギー診断書・指示書が必ず必要となります。

アレルギー診断書・指示書を確認の上、事前に面談を行い除去食のご相談に応じさせて頂きますのでご遠慮なくお申し出ください。

最善の対応をさせて頂きます。なお、アレルギーをお持ちのお子様は、アレルギー物質に変化がある度にお医者様に記入して頂いた変更届を提出いただきます。

アレルギーが疑われる場合には保育士または栄養士にご相談ください。



登降園・衣服について



近隣の方のご協力があって運営できる保育園です。近隣の方にくれぐれもご迷惑とならないよう、十分ご注意くださいようご理解とご協力をお願い申し上げます。

★大切なお願い★

お迎えの時間帯は、どのお子様も保護者のお迎えを待ちわびています。お迎えに来られた保護者は、まだお迎えが来ていない子どもたちにとってはとてもうらやましいものです。お迎えの際の保護者への保育士対応は、他の残された園児の気持ちを配慮し、静かに短時間で対応させて頂きたいと存じます。保育士へのご連絡は、出来るだけ連絡帳を活用していただきますようお願い申し上げます。

また、保護者同士のお話は別の機会にして頂き、出来るだけお子様のためにもすみやかに帰宅し、翌日の園生活を快適に過ごすことが出来るよう配慮頂きたいと思っております。

★遅刻・欠席の連絡★

給食、保育の準備がございますので、**遅刻、欠席をされますお子様は朝9時までに必ずご連絡ください。**又、朝のお仕度などもありますので、**9:15までに朝の会が開始できます様登園して下さい。**

活動の途中で登園は、他のお子様の活動の妨げになってしまいますのでご協力下さい。

★お迎えについて★

お迎えに来られましたら必ずインターホンを鳴らし（正面を向いてインターホンの前にお立ち下さい。お顔を確認させて頂きます。）お名前をお申し出ください。

前の方が待っていらっしゃいまして必ずインターホンを押して下さい。

お顔と名前を確認させて頂きますと共にお迎え時間が記録されます。

お迎えに来られる方、お迎え時間に変更がある場合（連絡ノートに記入した方と変更になる場合）は、必ず事前にご連絡下さい。



★衣服★

衣服の着脱を自分で出来るようにトレーニングしていきます。お子様が一人で脱ぎ着しやすく動きやすい伸縮性のあるものをご準備下さい。後ろにボタンなどがある服や、スカート・ワンピース・ジーンズなどは控えて下さい。自分で着脱出来ない物だとお子様の自信喪失に繋がってしまいます。フードのついた衣服も危険に繋がりますのでお控え下さい。



連絡帳の記載について



【連絡帳の記載について】

保育園とご家庭が連携し、お子様の成長を見守る上で大切なことの一つに連絡帳があります。
 以下のことに留意しながら、ご記入をお願い致します。又、ご家庭にてお薬を飲まれている際には、連絡帳に何日から何日まで何の薬を飲んでいるかを記載してください。

- ①機嫌 (よくぐずるなど)
 - ②入浴 (父・母・無など)
 - ③園外保育 (園外保育に出て良いかの確認になります。必ずご記入下さい。)
 - ④薬 (下段に家又は園記入)
- 生活(食事・睡眠等)記入例
 母乳……B
 睡眠……S
 離乳食……R
 ミルク……M100
 飲んだ量

時刻		生活(食事・睡眠等)	家庭でのようす	
20:00	B	①	検温 : (°C)	昨夜の夕食・授乳 (食欲/有・普・無)
21:00			機嫌	
22:00	S	②	入浴 父・母・	今日の朝食・授乳 (食欲/有・普・無)
23:00			園外保育 可・不可	
0:00	S	③	薬 無・有(塗・飲)	便の様子(無・下痢・軟・普通・固)
1:00			薬内容	○:○下痢
2:00	S	④	家庭からの連絡	お迎え時間:
3:00				
4:00	R+	M100	お家でのエピソードや保育士への相談などを記入して下さい	
5:00				
6:00	R+	M100	保育園でのようす	
7:00			検温 °C	午睡後 検温 °C
8:00	R+	M100	機嫌 良・普・悪	排便
9:00			沐浴・園外 無・有	
10:00	S	S	給食・授乳 (食欲/有・普・無)	おやつ・授乳 (食欲/有・普・無)
11:00				
12:00	S	S	本日の活動	
13:00				
14:00	S	S		
15:00				
16:00	S	S		
17:00				
18:00	S	S		
19:00				
20:00	S	S	記入者()	

メニューや食欲、ミルクの飲みについて

便の様子、時間。普段と異なる事を記入(ニオイなど)



※いずれのクラスでも、ご質問ご意見などございましたら、随時ご記入頂ければ、早めに連絡帳にて回答させていただきます。

ご心配なことはどんな細かな事もご記入下さい

保育園とご家庭が連携してお子様の保育にあたっていきたくと思います。又、各クラスからのお知らせを記載させて頂く場合もございますので、**毎日連絡帳をご持参下さい。**

保育内容に関する相談・苦情



☆保育サービス内容の苦情・トラブルに対応、第三者による適切な評価により、質の高い保育サービス水準をいたします。

保護者の方や園に通っていない方でも、保育内容などに関して気になること、また不安や悩みなど、ご意見やご要望などございましたら、いつでもお気軽にお声かけください。それらをもとに、ともにより良い保育園づくりを心がけていきたいと思えます。

◆一の橋赤ちゃんの家 相談・苦情窓口対応 : 石川 裕幸(施設長)

連絡先 : 03-5761-9219

◆一の橋赤ちゃんの家 相談・苦情解決責任者 : 清水 弥生(理事長)

連絡先 : 090-6181-4101

メールアドレス : kodomonoie-soukatsuenchyou@ezweb.ne.jp

◆一の橋赤ちゃんの家 第三者委員 : 大内 倫彦(弁護士)

連絡先 : あたご法律事務所(03-3434-2776)

◆都道府県「運営適正化委員会の紹介

本事業者で解決できない苦情は、社会福祉法人狛江社会福祉協議会内のあんしん狛江(福祉サービス利用者支援室)【連絡先:03-3488-5603(直通)】に申し立てることができます。

保育内容に関する指導

☆狛江市巡回指導(年1~2回)

☆毎月、利用者様からの職員・保育内容についての評価書を提出していただきます。



改善内容

☆評価・苦情内容は職員会議にて周知し、ホームページにて改善方法を開示、保育の資質向上に努めております。

災害時に関して

◆保育時間中に大きな災害・地震など発生し危険を感じた場合、市から避難勧告が出た場合園児の安全確保を最優先とし、避難場所「狛江第二中学校」(園の地図参照)へ避難します。その後は避難所指示により待機または移動となります。

保護者の方におかれましては、出来る限り早急に避難場所までお子様を引き取りにお願い致します。

送迎時の安全管理



☆お子様を責任持ってお預かりするため、送迎時のお子様の安全確保は厳重に行います。

☆送迎時には玄関カメラ前に立ち、お名前をお伝え下さい。

☆送迎保護者の変更がある場合には、例え身内であっても事前にご連絡下さい。

- ・事前連絡なくお迎えに変更が生じた場合には、保護者の方に確認ができるまでお子様をお引渡しできませんのでご了承下さい。
- ・お迎えの方がご両親様以外の方になりますと、その都度身分証のご提示をお願いしておりますので、お迎えに来られる方の名前、間柄をお知らせ下さい。

☆玄関先・路上に自転車やベビーカーを止めますと、ご近所の方のご迷惑となりますので必ず指定の場所に置いてください。

☆小学生や中学生の送迎はお断りします。

☆車での送迎は近隣の方にご迷惑になるためご遠慮ください。

☆インターホンは必ず大人の方が押すようお願い致します。



入園時提出書類

- 児童票
- ・ 食材使用予定一覧表
- ・ 災害時引渡確認
- ・ 写真の承諾書
- ・ 食材使用予定一覧表
- ・ 家庭状況
- ・ 緊急連絡票
- ・ お子様の写真
- ・ 勤務証明書
- ・ 生活状況
- ・ 延長保育申請書
- ・ 送迎予定の方の家族写真(スナップ)
- ・ 給食調査一覧表(0.1歳児)

○アレルギーの方は医師の指示書提出

○保険証・乳児医療証・母子手帳(検診欄)の各コピー・予防接種控え写し



案内図



〒201-0016

東京都狛江市駒井町1丁目15-32

◆小田急線和泉多摩川駅より徒歩14分◆

【広域地図】



【園近隣図】



一の橋赤ちゃんの家

